

減免制度等について

寝屋川市役所

電話：072-824-1181（代表）

寝屋川市では、台風21号による被害に遭われた人に対して、以下のとおり減免制度等があります。制度の適用については、一定の要件がありますので、詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

名称	必要な物	担当課	場所	備考
個人市民税の減免	・り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊） ・納税義務者の印鑑	市民税課	市役所本館 1 階	災害により家屋等が損害を受けた時は、前年の所得金額等に応じて減免される場合があります。
固定資産税・都市計画税の減免	・り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊） ・資産所有者の印鑑	固定資産税課	市役所本館 1 階	災害により家屋等が損害を受けた時は、減免される場合があります。 ※資産所有者が手続きしてください。
納税の猶予及び各種市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、入湯税）の申告・納付等の期限の延長	・り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊） ・納税義務者の印鑑	納税課	市役所本館 1 階	災害により市税を一時的に納付・納入することが、困難であると認められる時は納税を猶予する制度があります。 また、災害により市税に係る申告・納付等ができない時は当該期限が延長される場合があります。
国民年金保険料の免除	・り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊） ・被災状況届（年金機構所定様式） ・被保険者の印鑑	市民課	市役所本館 1 階	災害により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね二分の一以上の損害を受けられた方は、国民年金保険料が全額免除になる場合があります。
一般廃棄物処理手数料の免除	【特になし】	環境事業課	クリーンセンター 2 階	被災により壊れた家具・電化製品等を対象に処理手数料が全額免除となる場合があります。 ※市による現地調査の結果を踏まえ決定します。
国民健康保険料等の減免等	・り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊） ・納付義務者の印鑑	保険事業室	市役所議会棟 1 階	災害による損害の程度により保険料等の減免や徴収猶予が受けられる場合があります。
後期高齢者医療保険料等の減免等	・り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊） ・被保険者の印鑑	保険事業室	市役所議会棟 1 階	災害による損害の程度により保険料等の減免や徴収猶予が受けられる場合があります。
介護保険料・利用者負担の減免	・り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊） ・被保険者の印鑑	高齢介護室	保健福祉センター 2 階	災害による損害の程度により保険料等の減免が受けられる場合があります。
保育所保育料の減免	・り災証明書 ・納付義務者の印鑑 ・雑損控除を計算する上で必要なもの ①被害を受けた住宅、自動車等の取得年月が分かるもの（売買契約書などでその取得価額の分かるもの） ②修繕費などの災害関連支出の領収書 ③保険金等で補填される金額が分かる書類	保育課	総合センター 2 階	災害による損害の程度により保育料の減免が受けられる場合があります。
水道料金の減額	り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊）	経営総務課	上下水道局 1 階	災害による損害の程度により水道料金を減額できる場合があります。

名称	必要な物	担当課	場所	備考
下水道使用料の減額	り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊）	経営総務課	上下水道局 1 階	災害による損害の程度により下水道使用料を減額できる場合があります。
幼稚園保育料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・納付義務者の印鑑 ・雑損控除を計算する上で必要なもの ①被害を受けた住宅、自動車等の取得年月が分かるもの（売買契約書などでその取得価額の分かるもの） ②修繕費などの災害関連支出の領収書 ③保険金等で補填される金額が分かる書類 	学務課	市役所東館 2 階	災害による損害の程度により保育料の減免が受けられる場合があります。

※ 申請の際、必要に応じて、本人確認をさせていただく場合があります。